

新旧対照表

浦安市建築基準法施行細則（平成25年規則第26号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前																
(建築物の <u>指定等</u>)	(建築物の <u>指定及び定期報告</u>)																
第16条 省 略	第16条 同 左																
2 省令第5条第1項の規定による定期報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。	2 同 左																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物</th><th>定期報告の時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前項第1号から第3号までに掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）</td><td>令和8年5月1日を始期とし、2年ごとの5月1日から末日までの間</td></tr> <tr> <td>政令第16条第1項第4号並びに前項第4号及び第5号に掲げる建築物</td><td>令和8年8月1日を始期とし、3年ごとの8月1日から末日までの間</td></tr> <tr> <td>政令第16条第1項第3号及び前項第6号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）</td><td>令和7年10月1日を始期とし、2年ごとの10月1日から末日までの間</td></tr> </tbody> </table>	建築物	定期報告の時期	政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前項第1号から第3号までに掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）	令和8年5月1日を始期とし、2年ごとの5月1日から末日までの間	政令第16条第1項第4号並びに前項第4号及び第5号に掲げる建築物	令和8年8月1日を始期とし、3年ごとの8月1日から末日までの間	政令第16条第1項第3号及び前項第6号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）	令和7年10月1日を始期とし、2年ごとの10月1日から末日までの間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物</th><th>定期報告の時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同 左</td><td>平成30年5月1日を始期とし、2年ごとの5月1日から末日までの間</td></tr> <tr> <td>同 左</td><td>平成29年8月1日を始期とし、3年ごとの8月1日から末日までの間</td></tr> <tr> <td>同 左</td><td>平成29年10月1日を始期とし、2年ごとの10月1日から末日までの間</td></tr> </tbody> </table>	建築物	定期報告の時期	同 左	平成30年5月1日を始期とし、2年ごとの5月1日から末日までの間	同 左	平成29年8月1日を始期とし、3年ごとの8月1日から末日までの間	同 左	平成29年10月1日を始期とし、2年ごとの10月1日から末日までの間
建築物	定期報告の時期																
政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前項第1号から第3号までに掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）	令和8年5月1日を始期とし、2年ごとの5月1日から末日までの間																
政令第16条第1項第4号並びに前項第4号及び第5号に掲げる建築物	令和8年8月1日を始期とし、3年ごとの8月1日から末日までの間																
政令第16条第1項第3号及び前項第6号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）	令和7年10月1日を始期とし、2年ごとの10月1日から末日までの間																
建築物	定期報告の時期																
同 左	平成30年5月1日を始期とし、2年ごとの5月1日から末日までの間																
同 左	平成29年8月1日を始期とし、3年ごとの8月1日から末日までの間																
同 左	平成29年10月1日を始期とし、2年ごとの10月1日から末日までの間																
3 省 略	3 同 左																
4 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により、同告示第1第1項第1号に掲げる建築物について、次の表のとおり、定期調査の項目、方法及び結果の判定基準を付加する。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>調査項目</th><th>調査方法</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物</td><td>居室の換気 換気設備の作動の状況</td><td>各階の主要な換気設備の作動を確認する。</td><td>換気設備が作動しないこと。</td></tr> </tbody> </table>		調査項目	調査方法	判定基準	建築物	居室の換気 換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。									
	調査項目	調査方法	判定基準														
建築物	居室の換気 換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。														

(下線の部分が改正部分)

改 正 後				改 正 前
の 内 部	換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。	
避 難 施 設 等	防煙壁(次条第1項第2号アに掲げる排煙設備に係るもののを除く。)	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	非常用の照明装置(次条第1項第2号イに掲げるものを除く。)	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

5 省 略

(建築設備等の指定及び定期報告)

第17条 法第12条第3項の規定により指定する建築設備等は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 省 略

(3) 防火設備のうち次に掲げるもので、前条第1項各号に掲げる建築物に設けたもの

ア 常時閉鎖した状態にある防火扉(各階の主要なものに限る。)

イ 随時閉鎖又は作動をできる防火設備(防火ダンパーを除く。)

4 同 左

(建築設備等の指定及び定期報告)

第17条 同 左

(1)・(2) 同 左

(3) 前条第1項各号に掲げる建築物に設けた防火設備(随時閉鎖又は作動ができるもの(防火ダンパーを除く。)に限る。)

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前																								
<p>2 省令第6条第1項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる建築設備 次の表の左欄に掲げる建築設備に応じ、同表の右欄に掲げる時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築設備</th><th>定期報告の時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）に設けた建築設備</td><td>毎年5月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目のうち、<u>排煙設備に係るもの</u>にあっては、令和8年5月1日を始期とし、3年ごとの5月1日から末日までの間)</td></tr> <tr> <td>政令第16条第1項第4号並びに前条第1項第4号及び第5号に掲げる建築物に設けた建築設備</td><td>毎年8月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目のうち、<u>排煙設備に係るもの</u>にあっては、令和7年8月1日を始期とし、3年ごとの8月1日から末日までの間)</td></tr> <tr> <td>政令第16条第1項第3号及び前条第1項第6号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）に設けた建築設備</td><td>毎年10月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目のうち、<u>排煙設備に係るもの</u>にあっては、令和7年10月1日を始期とし、3年ごとの10月1日から末日までの間)</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 政令第16条第3項第2号及び前項第3号に掲げる防火設備 次の表の左欄に掲げる防火設備に応じ、同表の右欄に掲げる時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防火設備</th><th>定期報告の時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前条第1項第1号から</td><td>毎年5月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検</td></tr> </tbody> </table>	建築設備	定期報告の時期	政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）に設けた建築設備	毎年5月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目のうち、 <u>排煙設備に係るもの</u> にあっては、令和8年5月1日を始期とし、3年ごとの5月1日から末日までの間)	政令第16条第1項第4号並びに前条第1項第4号及び第5号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年8月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目のうち、 <u>排煙設備に係るもの</u> にあっては、令和7年8月1日を始期とし、3年ごとの8月1日から末日までの間)	政令第16条第1項第3号及び前条第1項第6号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）に設けた建築設備	毎年10月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目のうち、 <u>排煙設備に係るもの</u> にあっては、令和7年10月1日を始期とし、3年ごとの10月1日から末日までの間)	防火設備	定期報告の時期	政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前条第1項第1号から	毎年5月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検	<p>2 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築設備</th><th>定期報告の時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同左</td><td>毎年5月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目にあっては、<u>平成29年5月1日</u>を始期とし、3年ごとの5月1日から末日までの間)</td></tr> <tr> <td>同左</td><td>毎年8月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目にあっては、<u>平成28年8月1日</u>を始期とし、3年ごとの8月1日から末日までの間)</td></tr> <tr> <td>同左</td><td>毎年10月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目にあっては、<u>平成28年10月1日</u>を始期とし、3年ごとの10月1日から末日までの間)</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 同左</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防火設備</th><th>定期報告の時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同左</td><td>毎年5月1日から末日までの間</td></tr> </tbody> </table>	建築設備	定期報告の時期	同左	毎年5月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目にあっては、 <u>平成29年5月1日</u> を始期とし、3年ごとの5月1日から末日までの間)	同左	毎年8月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目にあっては、 <u>平成28年8月1日</u> を始期とし、3年ごとの8月1日から末日までの間)	同左	毎年10月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目にあっては、 <u>平成28年10月1日</u> を始期とし、3年ごとの10月1日から末日までの間)	防火設備	定期報告の時期	同左	毎年5月1日から末日までの間
建築設備	定期報告の時期																								
政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）に設けた建築設備	毎年5月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目のうち、 <u>排煙設備に係るもの</u> にあっては、令和8年5月1日を始期とし、3年ごとの5月1日から末日までの間)																								
政令第16条第1項第4号並びに前条第1項第4号及び第5号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年8月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目のうち、 <u>排煙設備に係るもの</u> にあっては、令和7年8月1日を始期とし、3年ごとの8月1日から末日までの間)																								
政令第16条第1項第3号及び前条第1項第6号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）に設けた建築設備	毎年10月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目のうち、 <u>排煙設備に係るもの</u> にあっては、令和7年10月1日を始期とし、3年ごとの10月1日から末日までの間)																								
防火設備	定期報告の時期																								
政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前条第1項第1号から	毎年5月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検																								
建築設備	定期報告の時期																								
同左	毎年5月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目にあっては、 <u>平成29年5月1日</u> を始期とし、3年ごとの5月1日から末日までの間)																								
同左	毎年8月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目にあっては、 <u>平成28年8月1日</u> を始期とし、3年ごとの8月1日から末日までの間)																								
同左	毎年10月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目にあっては、 <u>平成28年10月1日</u> を始期とし、3年ごとの10月1日から末日までの間)																								
防火設備	定期報告の時期																								
同左	毎年5月1日から末日までの間																								

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
第3号までに掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）に設けた防火設備 査の項目にあっては、令和8年5月1日を始期とし、3年ごとの5月1日から末日までの間	
政令第16条第1項第4号並びに前条第1項第4号及び第5号に掲げる建築物に設けた防火設備 毎年8月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目にあっては、令和7年8月1日を始期とし、3年ごとの8月1日から末日までの間)	同 左
政令第16条第1項第3号及び前条第1項第6号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）に設けた防火設備 毎年10月1日から末日までの間 (省令第6条第1項に規定する検査の項目にあっては、令和7年10月1日を始期とし、3年ごとの10月1日から末日までの間)	毎年10月1日から末日までの間

3～6 省 略

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正後の浦安市建築基準法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に開始する調査又は検査に適用し、同日前から引き続き行われている調査又は検査については、なお従前の例による。